敬信百人選

全

ハ 2
4384

へ
4384
へ2
4384
昭和九年
十月一〇日
購求

歌離百人選

定家卿の山荘なりしかの山荘なりしかの山荘なりしかの山荘

いへる事なり又法眼千載親信の歌百首をもつて百人一首と
称せるもいかなる事ぞ中興清輝百人一首といへるは又此
新撰百人一首といふ写本ありそれにはかの清輝の百
首をもつて新撰の名をつけ其の歌人八人行方知れず源山
上業の自ら
[illegible]初夢歌百首も百集なく歌離
百人撰と称するは自ら河内と云ふ義なり
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

今よりのち[illegible]と今蓮[illegible]

四蓮[illegible]

枯草と花のさかりは[illegible]

来世[illegible]

[illegible]

[illegible]

百歳の[illegible]

[illegible]

なれば[illegible]

[illegible]

[illegible]

是清貴にして文筆の技を[illegible]
[illegible]人の四[illegible]て信[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]

第三　澄明院殿[illegible]

[illegible]
是[illegible]信院殿[illegible]
北[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]年間[illegible]
[illegible]
六月[illegible]七十二[illegible]
いたるの

[illegible]のいろも秋[illegible]
終[illegible]

[illegible]

第六

[illegible]

秋風のふくことぬ縄[illegible]
白[illegible]秋[illegible]ぬ[illegible]
[illegible]
[illegible]

いつまでも延喜式風俗慣の法令として[illegible]の[illegible]風の
次第をつまびらかに縄すべきものとして[illegible]
すべからく此に風の節よりの[illegible]

第七

[illegible]

大将道綱

[illegible]寄せて神[illegible]
[illegible]
[illegible]

人にて歌をよむ法師の俳諧を書て寄閑
の人々へ問しに

第八　　玉井其角

梅やとて宿の名ゝ聞ん

見ハ桃俳諧の色にて三園の稲荷にて
西行の和歌にて東海道の人もなし中
桃俳諧の詩集を行て歌し叶梅の白いとく稲荷
此人の家にて梅の花の白いと思ひ聞ん
西行の人もなくのいとく新新見芳見なき人

うゝ衣彼の彼を稲荷にて
ゝ付郷にて今ゝ色にて
いゝ白ゝ梅ゝ
秀吉公八山千動物稲荷段別の三人作の如く見者
形ゝ人ゝ韓信ゝ紅を助ゝ新ゝ

第九　　法眼不角

是ゝ三羽千箱にて宗匠ゝ俳ゝ
四人ゝ俳諧にて法眼ゝ

[illegible]角三郎と辰角とは[illegible]三男と[illegible]仮名所小川
年八といふ人のうち[illegible]聖[illegible]生の母親もつらしき
人にて辰角ふかくてゆるし[illegible]時又不角は[illegible]白して辰角
をしらず辰角は[illegible]又仮名[illegible]三郎は母親[illegible]者と
[illegible]未[illegible]無[illegible]母親[illegible]我も年老悴[illegible]
[illegible][illegible][illegible]楽しめり今年八と
[illegible][illegible]の年[illegible]年八の孫[illegible]辰角のみ[illegible]
[illegible]無[illegible]貝[illegible]不角法眼の宮大[illegible]
[illegible]のこの人[illegible]不角[illegible]法眼[illegible]信[illegible]高[illegible]
[illegible]信[illegible]形[illegible]推[illegible]

[illegible]白[illegible]郎[illegible][illegible][illegible][illegible]
[illegible]信[illegible]形[illegible]の拾[illegible]推[illegible]
[illegible]拾[illegible]宮[illegible]我[illegible]
[illegible]不角[illegible]
[illegible]高[illegible]
[illegible]八[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

己[illegible]乃[illegible]

[illegible]

[illegible]

一年半後の國切りの文書にて名白と記まして
遣とあるとせしまゝ記すもの歟

第十　吉川維足

はるばるとこゝまでもとめくるひとのあとをしるべにたのみてを
はるかにかすみのうちにこゝろをかけてはるのこゝろを
ながめやるかな　僕と書て書たる詞は日記水の
岸とかんがへ僕と書て我と同じ人の書子海を渡るか
しらなみの中にうかべるかたちにてのみなり吉維足
おもひのこゝろをつくしはてゝ延享二年の春陸奥国にて作侯

の國陸奥の白河の関を過ぬ白川の中程を過ぬ歩撫
しらなみとあるは是を和とあらはしたるなり一ゆかりの渕は
あるとかいつゝ月をもあるとも人のゆかりつる所の
ふるひとゝて懐かしかりけれ　此一首を書てうしろにとゝめ
文より草をも結ぶとあるは付句なるべしとかいつゝ

第拾

其角門人　貞佐

はるばるとはるゝ樊川もこゝに居たりとか
はるばるとは其角俳諧のまゝにして今の古体を学ぶ

所迄なり此白蔵人なりし流者の義迄の旨を[illegible]て
迄を捷足則至りなる勢て百
ことの小微も高ゆる煩も已といふ世の中を親子兄弟
[illegible]ことを小兄弟の部人[illegible]ぬ[illegible]を[illegible]
て[illegible]なるもを天地の[illegible]て[illegible]ふ仁の事なれ
百人の二三人なりを是を倫[illegible]不[illegible]社科同物を[illegible]
[illegible]を[illegible]て[illegible]て[illegible]
[illegible]て[illegible]て[illegible]人[illegible]四孫の
甲[illegible]なし[illegible]倫の道を[illegible]
[illegible]武[illegible]利[illegible]を[illegible]

為[illegible]毒[illegible]を利[illegible]知て為[illegible]
[illegible]て[illegible]是[illegible]為[illegible]の利[illegible]
[illegible]毒[illegible]の[illegible]
[illegible]に[illegible]
[illegible]倫[illegible]
[illegible]
[illegible]

其角我をのしおもへは弱しかさの名筆の毎日とよ

第拾弐

京六條寺町
日達上人

我ら庵に居るとは何しに何つまりもなりやとやとやとやとの名僧ら
此御歌は日達上人頂戴の切紙にて法花の行者なれは日達
讃嘆論品の大意を知らんとて此世を仮の名今度得道を願
たらしも法の法所をいなしに名聞を願人とやとて
惟何事も名聞を願事なるに出家の学は出家のいとめ
女のこと女の故是世とすはと水戸黄門とものもし
こと知るを三界の今日と衆生慧結紙につるも物なるものと

いとなるに日達上人本形寺なる在をといへども毎日法華経
をよみ給ふ法華経なりやなりやと物なる所
まみ給ふとなるに人も法のびまりにけり人とて代
世人の学問をすて法の法華とうけ法華論を解し
為得道なる上言を解まりの学問の学は是を三界にして学問
を感ずる人

第拾三

逸徒

年年の人のうちとうとうとう
是なる月元日の作なり一年言ふ拾日の人のんはいろくよ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第拾六　　寛平御時后宮歌合

世の中の[illegible]にあらぬ君の鏡ひの桃の[illegible]

[illegible]

桃の花[illegible]

[illegible]

[illegible]

夫れ百年を経て君と行くべきかの山の書院にて
君と行く人の御家の御家門かくしげなれども
行くべし 同書に人間何ぞ天地を捨てんやとあれど
理を年 梵網経に人間を捨てんと思ひて
とあれども実の人は人の身を捨てずとも
よみたり

捨て

おのれ身のうきをいとはば
見ぬ境界に住まひ十勝とかの人を
世の中は苦の海にして
とりつきまとへてあり
苦の海の人の命は電光石火なり
苦の海の人の命の
捨てのうして
望みなき身なれば
命を我身のものとも
天地とそなへ
名聞利の
とりみて
知られ

中村敬一

君の
松の
世の中は苦の海にして
とりつきまとへてあり
苦の海の人の命は電光石火なり
苦の海の人の命の
捨てのうして
望みなき身なれば
命を我身のものとも
天地とそなへ
名聞利の
とりみて
知られ

第拾八

育人不延年術

久しき世を保つものあるべし猛獣の月
論伝に曰天を恨むべからず命は
不幸なる人の名のみなり
新聞に曰年延命仙道
場合なし見規を
皆天命なれば人として天を恨む人
不幸別杉山の井の
の所行をもって人妖の服飾
もって人の服飾
もって人の服飾
もって人の服飾
もって人の服飾
もって人の服飾
もって人の服飾
もって人の服飾
もって人の服飾
もって人の服飾
もって人の服飾
もって人の服飾
もって人の服飾
もって人の服飾
もって人の服飾
もって人の服飾

いかゝ成ること成て人の目を是ゝ人眼とも人叶ふ者は
釈迦の言葉に諸法皆空と説給ふ如来の教法世界の極楽と
説て中の人ゝ伝て云ふ事を考へ合て為眼
男女の人ゝ生れ出て目の明らかなる人ゝ明らかなる是
人眼のなき者不明眼天眼慧眼法眼仏眼の事法花経に説
又ゝ云ふ事なく生れ出る者不明眼の者は大苦刑罰に育る者
是おのゝ生れて盲の者が結縁を求し仏眼の力を以て
おのゝ生れ盲の者に開眼を行ひ育て馬を求めて
他の馬場を一遍廻て御て二遍目に乗て
馬の口付の方が乗て行やうに思ふ事に結縁
御を通る馬の足を踏て其の馬の毛を抜て為解
業馬者馬と面を合せ馬を探ひ出す
罪滅して目開たる者に成て者面事に目開たる
盲人の方者人御く一毛も通し是仏眼の為なる
悟者を育有仏の足を踏て立人をは立ず
通る人を御り御り知る者は知る知り知ぬ者は死
死て行を通て立て立れ別を立は出る輪廻房情の
歌を以て叶ふ為に育の目開て仏に大学もんを
あ立て足を立て立て眼開て仏に人仏者
育て仏おを立て方仏育て仏育て仏より叶ふ者久人の元

[illegible]

第拾九　安藤冠里

雪花や[illegible]れもくのゝ拾拾し

[illegible]年の初中に新しく安藤冠里侯の書たまふ前の[illegible]
[illegible]の吉門雅定の歌と同じく[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の[illegible]は[illegible]の色[illegible]ら九千九百
[illegible]は　君國[illegible]海[illegible]方に[illegible]
叶ひ千九百の白い[illegible]

第弐十

[illegible]は[illegible]の[illegible]

[illegible]は[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四繁昌とうたへ八ちくの和歌を扱い相とをかく俳諧と刻き
ゆ聖とうたへ八ちくの和歌を扱い相とをかく俳諧と刻き
の位をもつて世の中皆同じ和歌をもつて
天より是八ちくよせよとうまし祝ひ是八ちくの
ちくゆより是八篇をせよとうまし鼻紙通りまもとて俗世界に
頂きてせしうもとうまれて古歌を
吉面のうけてとれは俳句のもうけ
どうしうまし祝俗の句を
いさしの和人中只ちくの句
とうしも和人中の句八市中の人只人
こうあく釈をうとうとうと

世今は何事もなく人々とうらやましくは思へども老たけて更に
冨貴とはなれども胸よ清き者なれば何事も思ひ残すこと
果敢なく成て生れし同年の初春の頃より病ひ迫りて
一生を終りてうしろ髪の名残り爲る嫌まで思ひ残すこと
無

第弐拾壱

子は親の心得べき事

男田義前を語る

此歌を作り給ふの心は人の子たる者は父の
天皇に対して義孝の沖へ通ひの義を忘れ
知る者後ふ火燃の如く心を起さんと

いうんとて法師の物語りの中に人よりくる間と火せんと
為付火の後ろと火後と呼ぶるよし風土記に見えたり後よ
紀前紀後と呼ぶ人の親のことを知らぬと知らぬ
まま親の心を知らぬとは孝行天皇の海と山遠ひ少し時
知らぬ火燃て沖遠ひ也しかして親の心ハ子の身のことを案
忘れて事なく成長ならんと祈過て行き
道を人に演まれ黄門の作なる子ほうる親を
とて作り我子と思ふ親といつくしみは何
何んの為と親の恩を知るといふ事を昔より世にも
いへども西行の詞なるかしこまりぬるものを親の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第五拾五

[illegible]

神田橋川

[illegible]

是八柳京ちかく下屋敷の名ある久兵衛殿の屋敷なり
京より八十歳斗乃者ゝ遠方より此人の名を聞て
[illegible]
[illegible]
[illegible]

第拾之

東叡山琴松流

みな人は神の御子にて白銀乃かなる神のうしろにて世の中
は数多の御殿に御宮が南琴松流四月十七日
相現様の宮へ参詣して御殿を拝し
東照宮の宮へ参詣して御年貢の功績を拝し
天下安泰の功を立て清人の為に北清を攻め元
を亡ぼし惟一天四海万民塗炭の苦を救ひ給ふ
の御行徳の高貴是神仏の出源なり
誰人あれ拝し奉り給ふ人は神を知らぬ
清人も同様にて御殿を拝き

き
清人の人は清人の人の人は清人の人は清人の人は清

第弐拾四

浅野乾斗

茅市やゆつくまて雨風の和と

茅市は七月廿二日にて初秋の雨のしきりにふりて
世過るもの多くの人に咲行 精灵棚不絶 初しに
前夜夕戸迄風の音せしも 二日に成てふしくの命れたの
しきりにふりて別なしとも 人も起出て一枚のうちに
おき人の形よ入るは世乃雨 ゆつくまて笑ふは雨
和歌 ま

きのふ人々ふる茅市なりしかとふるき過ぎたる

第弐拾五

佐川奈美之助

概そふるふるふるなくさまてみたりとそ君ふ
是ハ国安の浮絵なるよ細い
大阪新吉原の浮絵なる世の時浮画なる武ハ
たり見別概稿の絵なり 対しのみ切に絵 父君乃
浮画なれいとふ風の蝶といかりしよ 吉原浮絵
より三年めよ高り成と画とそれ 山内見さも表
くく概そふるのり絵なり 山内絵 事多
なく和て 吉原浮画の事とも思ふ出されて山意

[illegible]の情を写さゞるの歌なり言葉極稚の気
なくして二十年立て記憶するの面影あるは四季名月あて清かふ
湖の水遠く遠たるべし清歌とゝくゝ高のおらしきてらしく
[illegible]も大き見示為つたち見るに心い感まして此の歌
[illegible]

第弐拾六

情玲や親無しまして元の枝　　獨吟庵超

此句親無しまして元の枝
[illegible]り是ハ親ハ情を無しまして元の枝情玲のを
みを[illegible]人なりしも異邦やうまいの家ハ南国ハなしいの
他国ハ[illegible]越まして人と親ハ[illegible]ハ[illegible]たのハ[illegible]
汁[illegible]行と写き事もなきの也一面年も三ヶ所ハ[illegible]
[illegible]もなられ[illegible]他国ハ移り[illegible]人ハ[illegible]
いろく言とゝめもいつく[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
又元ハ[illegible]
[illegible]
日ハ照[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

此書は世を思ふよすがにもなるべし。夫和歌文学は国の名も高くむし
ろ日の出の勢ひとなりて人々の形容を写すに至りて、石の長さ五尺
五寸の形容を写すに至りて、其人の形容を写すに至りて、其人と
なり百人その内に抜群なる記憶あるものあり。其人の為にあらず。
其人に対する類い稀なる歌枕なり。歌枕とは其人の為にあらず。
歌枕のうちなる人の為にあらず。歌枕とは人の為にあらず。
歌枕の内なる人の為にあらず。伊勢物語は春日の里よりはじ
まりて、其日はさることなしとなり。漢土人も男色と
なる人の為にあらず。歌枕とは人の為にあらず。

其人なる歌枕

其人なる歌枕は、其人の為にあらず。歌枕とは人の為にあらず。
是は其人の為にあらず。歌枕とは人の為にあらず。
歌枕とは人の為にあらず。歌枕とは人の為にあらず。
歌枕とは人の為にあらず。歌枕とは人の為にあらず。
歌枕とは人の為にあらず。歌枕とは人の為にあらず。
歌枕とは人の為にあらず。歌枕とは人の為にあらず。
歌枕とは人の為にあらず。歌枕とは人の為にあらず。
歌枕とは人の為にあらず。歌枕とは人の為にあらず。
歌枕とは人の為にあらず。歌枕とは人の為にあらず。

第弐拾八

加賀見藤

まことに男子なるものをこそ紙の
はしの生なるものとうたへるものと人を
見んに男子なるものの事なり。極は男子なる
ものなり。大伴の黒服と盗しも夫婦いさかひ乃
はしり男子なる手紀四年春の軍も夫婦和かならず

[illegible]

第弐拾九

徒川刑部[illegible]

[illegible]

第三拾

自[illegible]菴徒

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

退出しやうんと[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

年二稔る

[illegible]

尾州宗春卿

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第三稿之

皐月平秋

はるゝきこゝハ海よりとをく夢山の[illegible]

[illegible]

[illegible]

はまぢかいのを見て知て皆八行の仮名といふ事にこそ
あれ大こと敷二味保のうふる義今下をはるまこと云ふらしく
新たてに小嶋と義小名と称ふるの云ふん見ホ小嶋とも
葉ひ子ふ和こ見ん

第二拾三　大国弟子の相

杉枝のうくふつたちたし柳のてのなへて世の中
是大国先生つて伊勢乗の新　ち陸ひ出て
まちり山田まりと和と　ちらの云の浦をしまる
伊勢国神宮の動月分の志を述和こ分を和ある家

むし東方佐渡を山信二ホ奉行の名称歌る。

辛酉の杉月奉行ふさ侍らすくふ和こまるなし
分て杉枝の曲をふいたらやんと曲をとと相ふるく和る
小嶋をうして結和戒なちの柳の枝の主もたりて
世和形と柳のふるたちかくのくふなへて世の中乃
まりをふ和こ二ホ之四ふ

第二拾四　函石

二ツの内訪ちの信ちふ紀

此白ハ法印門人成[illegible]の白毫二ツの相ハ庚申の夜[illegible]
[illegible]と毋とふたけ[illegible]乃
[illegible]の相ハ耳と物[illegible]
[illegible]二ツの相ハ[illegible]
一ツはけ[illegible]ハ一ツ[illegible]世の中の[illegible]
入相の[illegible]秋月輝揚盗者憎其照鑑[illegible]
月の[illegible]ハ[illegible]人ハ[illegible]紙なんとは[illegible]水[illegible]月と
[illegible]秋[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

新の深くくらうたるくを日新まで国をまもる人に
文知日のまうるを新の行ふはかりつくく能令盗賊なくら
物道まて人を害し金銀を奪い婦女を犯すかりて
現行をあの悪賢ましくくらいそして清きをの人のとなり
七ちし者を国をまもるをまを海世の
そしまに畑盗人せしら物をみるとせるを逃て
畑ゆきを根ねんをんをとにみるらく
ぬけてのをまてをまをまをまをまを
みるよ捕をまをいへ指をして上をまを月指を
をこををまをいをまをまを物をみをしを知をく

元のをくをうをあみをを逃て為人ゆりをおりを
を自然をあをををををををををををををを
なををを為前をを絵ををを書経法範の前を
いををを多をををを新を聞をを新を聞を揭を
四知是をあを知を地知を我知る人知をを

第二拾六

知

加茂郡之部人

大井を蔵

海辺橋の街のをの船もみをををを船のをを
人人をを和国新上の海をを長ををををを
路氏の浦浪くの名をを渭今を長い遠海を船人を知社

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

漸去郷人界　今即河上天　破名嘉與破笠　夢見寺門系
いつくしむる人のかくれし源平の道行平の名人をしは
是たるらん　[illegible]
おもひて二七日目に何人とも名もえて札と建て詩を書し
黄塵世路不堪求　獨歩江湖方外情
信問學人何以是　鏡知相隔夢中生

第二拾八　法性八助

かりそめなる人新の面影なるやそもん
是い法華寺車谷七ヶ[illegible]の郷人なりしこの初に

一年男年橋のたもとに八助紙の小紙帯と掛物を中に
立待ちまつ昼夜の郷人なりしかるに夜の明ると全くなく
近辺を尋ねに八助文を拾ひ見れば[illegible]
[illegible]
橋際に立ちて[illegible]入れ
人も[illegible]八助[illegible]仲ヶ間の
郷人二三人[illegible]八助[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]八助[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第二拾九

[illegible]

論伝ル潮ル道ニ[illegible]

[illegible]

只[illegible]世[illegible]の信心佛の道[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第四拾

秋の[illegible]　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第四拾壱

秋[illegible]　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

六月二日於東宮

有信卿殿去年の七月中元の和歌
[illegible]
[illegible]
[illegible]

為の道ひとり性一なりとせば性は法元は一なりとし老子白
天一なりとは法は道なり地一なりとは道なり人法像なり
くなりとは性一なるなり氏なるは義なり三界唯一なりとは法花
又性有一乗とは信論は一心法界八字術子唯一念刹
なりとは法華は天台は性一実相なり法華は昆尼八常知一切なり
浄土は八元弘願なり禅は八心不敬なり唯一
宗門なり法道は八国常三の一神なり法なり
邪正皆人の一なりなり別なる人の物語なり
偶像作りなる掛なる人形なる宗なるなり仏知なるなり
面白き物語なり此の氏なる一なりなるなり八
紙なる年なる氏の史死なるなる法師なり
邪なる物なる氏なる法師なり
世なるなるなるなるなる嘉八史なる邪なる仏なる
邪なるなるなるなる八なるなる邪なる年邪なる行史の事なる
なるなる風なる男なる信なるなる八なるなる
時なるなるなるなる雲なるなるなるなる八なるなる
邪なる日史死なるなる八我なるなるなる
なるなる八なる氏なる時の白なる八なるなるなる
いなる八なる風なるなる邪なる身なるなる

白なりしが白門離れて只称の白もてなしを面白し

第四稿之二

水宅物語

白雪と共にまことにうつくしき姫ぎみ八人のそなへ給へん
計水宅八郎と有徳の四人なりしが夫婦連れて深造のこと
唐家宅と接へたり主財宅の深し秋付のみ文て浦宅
物語りくに戸を開りよ呼きたれば戸を開て水宅主人
行て机へ向を通して客殿清らかに飾りまたくく
女郎くに戸を開て水宅を入らせ給ふ我殿毎
御使ひよりの弟子よ如唐家宅まで参へ門入童子又人
とも有色よ有し通ぬ戸を開て書状
家主と迎て浦戸を開し人付のかの書状書
[illegible]して如唐に戸を開ぬ事ハ知ぬ事ハ知る
御座して何の御用ぞ事ぞ行知ぬ彼て付て
計彼て有したり如唐宅色清まして白雪の如くなる姫
[illegible]人のつめて事年月はそなる剛深のまて
[illegible]と言にいひけ人の[illegible]
雪の深日ハ[illegible]いの下の人まてら如唐
水宅計にて[illegible]人の性ハ[illegible]
なれハ[illegible]ぬ[illegible]ハ第婦人の[illegible]

[illegible]

第四拾四　　[illegible]

[illegible]

第四拾五

[illegible]

杉平左近将監[illegible]

是ハ　[illegible]

中りての歌なり　古人行幸の面数をはけし時の御歌

古人一時行幸根ハ河内にてふまれのすまれのと
とて侍しとふまへくの面々トの白州て面をしまち寄て
宝殿の今の手色のいつ和歌面数なれいつ和歌の馬なるのせき
とかく侍る侍し日よりまし給ひ給ふ門の
海世なれいとて秋方ハ行幸とくきまし四位の世者
寄たてかくのとく宝殿の所とあしまの海岸寄
なり給て海和歌中後人ハ自日後後和の間の面数を不所屋
数なと求の寄侍と給ふて拾山所とまとの時ふとれ
面数の時の御とくの今とまとの事なり給ふ山寄色

二拾年ののち清和中出家してこの後鶴しうにの後
の色の時侍所とまとの面数も大殿して千数和歌の白
古面所屋後数ハ時くこの面数の長面を侍りて侍の所
との時の御ふなり　大御所所様所を和屋侍屋面数一つも
なく古面の数門長面を侍所とまとせとて宝色後年
後後を所とまとの事和歌とて所門とれの海
将軍の所とても少侍所あるとはまとて八人の侍なり
宝色とまとりてもとまと書なとまとて侍とくとを
なる和歌神保家後ちまとまとるとまとれいとれ
和宝宝の風面の所とて所なりきこて結和家侍とし

[illegible]

時志摩多和の御[illegible]て[illegible]
[illegible]和（[illegible]）[illegible]
一人[illegible]
何[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

是八　[illegible]

第四拾八

[illegible]

[illegible]

第四拾九

世の中を[illegible]人て[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]天文二年十月
[illegible]の所人[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]八幡宮とゝ[illegible]ゝ[illegible]仮神うゝ[illegible]ゝ事
いとゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]仏[illegible]て押出[illegible]ゝ[illegible]
八幡山の[illegible]のゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ後悔して[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ

[illegible]

第五拾三　市川柳造

人の國の移りきけるを移るとも紙やはん
是ハ欲ふかく海老名の海老名の國中ハ狂文の淡し
欲ふかく海老名の海老名ハ柳造ハ海老名ハ生れ
ぶとしても辛さの海老名ハ生れ　生涯の毎日苦
しと思毎日苦しと　事人ハ知ら人ハ知ら信ぜ
ぬ海老名ハ海老名ハ海老名ハ世世世世の世世の世世ハ海

の代世世世世世世世縄世世世世世幕引世風合狸ぶ移ぶ
ふけ年寄の移ハ呼作移寄ふ年仕為ぶ移ぶ移ぶ
当寄と歌ふ年四十八人て人ハ若年ぶ人ぶ移ぶ家保
若ぶ移ぶ移ぶ移ぶ人の代ぶハ面の移ぶ解ぶ移ぶ
見ぶ移ぶ代の移ぶ　古ぶ移ぶ代ぶハ面ぶ天ぶ移ぶ
ハ人ハ多ハ信ぶハ祖ぶ南部ハ移ぶ家の移ぶ部ハ術の道人
能書名醫ぶ移ぶハ廣保文ぶ角ぶハ源中山ハ移ぶ移ぶ
ぶ天の移ぶ移ぶ市川柳造ぶハ移ぶ天ハ面ぶ天
国ぶ移ぶ人移ぶ移ぶ移ぶ人ぶ移ぶ移ぶ柳造ぶ
移ぶ移ぶ中のぶ移ぶ移ぶ移ぶ市川ぶ移ぶ

[illegible]
大海新樣傳行徒花なりとされ小清水は[illegible]國より大寄
河内へ歸るとて同じ花は柳延の歌の人は毋年元の[illegible]仕
しかるべきよしにて[illegible]の[illegible]柳延是を
引とて我妹子が四十日周年の柳を[illegible]とり付
妻もり今年四十日の[illegible]毋[illegible]の[illegible]
[illegible]
さよう[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]柳延の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

行を生涯毎のさとして曾子の為にしたがひ元祖十代今
五十郎まで五代より相続家の業を勤めし方 夫根元郷
国羽 鳴子 四年 二度川の岸 又表 外郎 助左
久兵衛 ちんすこう 京法 男達 高橋門弟 源京殿
常陸国中村の人 拳てかうとうし 和船なし 左右手
なして四つ足なる 今島十郎 家 相遠 年後
之新年後法者の中 押 之

第五拾四

相之新年 杉野壹月

時宜通船行の杉 小田原に泊り 杉長八月十五日の夜
月の光りよる第根山 見て 時 船は別て 杉長
型の道法 と考へ川 いと川時 いつ高 海 何里
豆酒 ハ ごとして 大概 ら 別 て 高 ハ 法 き 之 の た ら
河 半 ま 十 て 前 方 ち ん こ く て 金 は 万 よ し つ へ て 高
こ 川 て 一 七 年 の 後 ハ 元 日 よ 之 て い 時 よ た 法 事 を 新 よ
今 郎 型 ち ん 新 ま と こ る ら 之 相 之 て 之 西 豆 ハ こ の よ
ま 文 す 平 生 の 今 郎 と 大 海 日 の 如 く 杉 て 大 海 日 し ま こ 平
生 の 如 し と い て 時 白 杉 新 る 業 を こ た ひ 又 セ て ら ハ 人 郎 さ
ち ん 為 ら 杉 ハ 法 と 新 よ 又 る こ い 上 杉 の 白 如

第六拾七

風彩のかつて拾五枝文てゝ家ゝ和歌ゝ人ゝ

是ハ歌舞伎浮世女ゝこの所人御川前ゝ出ゝ年二拾七

なり家のゝゝ出ゝ人一生女ゝの家持て秋年ゝ人ゝ

いゝゝ和歌ゝ家ゝ家門の者ゝ出ゝ

ゝくゝたゝ勇ハ世ゝの人組和ゝ示して浮世ゝ大全

ゝゝ書歌舞伎事物語魁ゝ書ゝ中所ゝ歌の

風彩のかつて年の時ゝ彩ゝ女の情ゝ浮世

中ゝ女ゝ和ゝ所ゝ情ゝ物ゝ

御川浮世

なてゝ子ゝ八かゝ浮世ゝ拾五枝ゝ

年ハゝゝ人ゝ拾五枝平ゝ出ゝ

神ゝの之ゝ先ゝ人ゝ和ゝ

ゝ女ゝ年の間ゝ人ゝ

彩ゝ年ゝ一年ゝ坂の物ゝ河内の家ゝ

寺ゝ家帳ゝ菊ゝ遊ゝ家ゝ出ゝ

ゝ血ゝ道ゝ和ゝ秋ゝ人ゝ

ゝ年ゝ浮世ゝ離ゝ事ゝ浮世ゝ

ゝ今ゝ浮世ゝ二代ゝ月浮世ゝ玉ゝ村百姓ゝ

ゝ

第五拾六

大宮十町

[illegible]月[illegible]の[illegible]の[illegible]
是ハ[illegible]二代目[illegible]
[illegible]歌ハ[illegible]十町
[illegible]法[illegible]所[illegible]
[illegible]仲[illegible]
[illegible]月[illegible]
[illegible]ハ[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]十町[illegible]

[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]中村[illegible]川[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]十町[illegible]

第五拾七

[illegible]

和泉屋治兵

[illegible]人[illegible]

源氏物語に見えたる惟通の傷なりけり人〻流石を為給（シヤケ）ふ
故なりて京都とは是河内国京所角堂なる紀とふ
女房を賞翫なりて大きに感ずる事ありける
かくあるに女房大河内にて辟仲なる他の人なる心を懸
ると知て女房をも手擬きに活きたりける心を知る
ものなりけるに女房は芳花面なるのなくさ
一方喜ぶ通の事なれば心ばせよかりしさま
ぞなりけるなるべし和歌よかりしたる
あり人なる者なる女房の高貴なる人なる己が境界
を士農工商同じいるとも辞ふ言葉にて浮やく女房の

うるとしてをるよりけるに歌を釈迦仏の
御名を書付て紀を投げて和歌を詠まるる
事なる乱逆にて流罪をたしかに翌年辛酉と
ぞなりて御の紀を宮の花の
前給とはなりとはあるべし花の
びし前給なれいしる歌よをつと引てをわる
中宮なる案人なるは詠てまんをのを
歌川世ばに紀を人歌
歌のとくあり

第五拾八

山伏の信心

[illegible]

第五拾九

新我本所　百太

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

是ハ歴年の清流年月百回何百年と云へる此水路の白石橋と
名付し所なれども其橋は水路を渡る白板の四方欄
きり廻りされ人のたとへて独身の寸尺にて有之
人ハ為してんでよ彼方へ行事一己より勇しと云へ共
己が理屈なく彼方へ理屈なやと云へる堂能ケ様なる
たとへ己が理屈も有ていまハ万事海内より来る貢
て海内事も三百の門より一ツ二ツなりて八ハ三月男
き迄一寸の生ふ文字の御ふ所へ物を知る
るもあり多くハ有ていまたとへも御の様なる
あり有ると様と工事此場なり家内の世中百年の年

我ハ月とは為りて我ハ為して我ハ為人よ
我ハ結ふ人の行きこの行ハ人と人のもてきハ我ハ為
此二ツの歌は結歌則なり此水路の白石橋も有と
はきたくこの為ハ郷も其橋は是の門なりなく
少人感情なくこの為ハ白仏なく系ハたくとハ人も歌
海へ西歌なるこの水路三月或ハ岸生る様家の能をたく
少人定家も十二月歌の部より入る和歌も多く海と海猪
の数日は行文より学歌やり見ハ人もてこの為ハ己ケ月
こくこもて其月と為ハ為人ハ水路を為ハ為人
家ハ其石戸陸より何ても接ハたけも見てこの為ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第二十段

是ハ[illegible]時代の人なり世をのがれて[illegible]
四国の[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ何[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第六拾二　　和平　羽

ある[illegible]書[illegible]巻のめ[illegible]おもしろ
けなる[illegible]の[illegible]たるとこ
ろ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第六拾四

大徳寺住持
沐澤瓦吉[illegible]

[illegible]
是ハ元文五年[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

中ゟ法國仁人清　日本行程記　江戸砂子　藩侯譜なと記
きり付しかと定置事なきゆえ
けるあるよりみてとい[illegible]
武蔵国八郡の人名ゟ[illegible]
清しとゆへ[illegible]
何ゟとなくとなく[illegible]
運籌年の門弟と皆武蔵
しと[illegible]
海しと二百余年以前ゟ
東照宮御仁德ゟ[illegible]

元禄の頃佐野善左衛門と[illegible]
あくまで[illegible]
故彰四郎[illegible]
故今ゟ程出ゟは清入國の[illegible]八百八町といひ[illegible]
何の面白[illegible]
はき[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

文政四年十八日　[illegible]

[illegible]

[illegible]

人皇七十代の時代なりし今をし世に武勇抜群なる所
化せれば第事更なれて上古の中なる綾のその也寝ぐ
かぶりて寝ちるり みな其事の物語なる所を伝
八百年以代記なり四人の姫婚礼の付し皆中より有事なりふ
ものと魚をとる人なりて行しいまは大概書物して行り
古へ小神の話なる上代源の義なるなる人なる
ち天鳥船なる御名なれば源なる人の事鏡舟へなる姫子の
綱綿はめれば堀兵衛の物語もあり今物語集今二の
猫付きてんやれる所料理なる所なる猫なる尾下なる
なるなんはなる物なる八重なるはなるなる

第六拾七

なるるのいなるはなるて出仮の物なる神の思なるふ
元八居代の源なる徒なるんなる合せり
吉宗公一なる御所川へ清水御屋敷なる新七の子 三浦しる
二月なる深井の物語なる仁なるなるなるなるなる
なるなるなる行 吉宗公なる物語なる

物語仁なる

料理へなる素なるなる物語なる笛なる知なる美風なる祥
博なるへなる世の中なるなるなるなるなる

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一番ニ六処中道ニ[illegible]ハ第[illegible]

[illegible]日蓮[illegible]れ[illegible]

[illegible]

[illegible]

第六拾八

[illegible]

[illegible]

[illegible]

是を連珠と世人云ふ火とは人の
名をもて焼つるを湯火といふ人は
ものを出す火は石を手の火石を手の火
ものを出す火は石の火の湯火なり水中の火石池の火
地の怪火鉄鉄雷火は天の怪火又大湯の石火星精の飛火
天の湯火と雷火とは人の湯鉄は火人の怪火なり是は火
六の湯火六は人を焼て天地人の十二火也ものを火湯焼鬼蝶
金銀の精金の火は怪火なり木相池蓮和
馬養地の蠱毒なり人を焼ものを焼なり湯火なり
雷火は天の怪火なり物を焼なり是は中湯火なれば物を
第七清閑嶽 所蓮嶽 越中立山 加賀白山 信濃嶽 物を火の

物石を焼は是を清閑の湯火なり人の死骸の血牛馬の血
七年を入て面物を焼は物を焼
はなるは人の火は雷火なり
中ものをもつるなり

第六拾九

清水の死やもしの死

毛利元就母

年ちかは人を物と人は人今の我方なりなり
年ちかは人を物の後を物の後を長ものは
為に対を給ふに正やはなるものをなるを長ものは
十を歌をかつて年の後をかつて年の後

我為ごとたるまくるまきこうのようらまし八色八海龍殺文の
死ることおいのしるものさまれるとの恨まし欲まし月日に
せきもの行のふこと百年いきて二万六千四夏をあり老き
ことも十年ゝら二十年ゝら芭蕉八法花ゝらまくこそや
死ることまこと時の名残よわしん作ゝ遠の世の中
なれ八法の今の門人の死ることを知ひらあ我まこ年ゝて
知れる時まけ方ゝり知ひらしてやうゝ

第七拾番

草枕やはのくるまと遠ゝ行色杜　晴月菴

ゝゝ八川越南西ゝ八ゝるゝの郷士の白ゝり
稲荷山五の宮ゝまこ花ほまこ杜ほまこ時の言ゝ
是八関屋の内侍の歌ゝ京紀いゝゝ山八菌の名和ゝれ八
文ゝ侍ゝ時ゝ歌のゝ葉ゝんゝゝふゝの場ゝ
恨ゝゝふゝゝ是高ゝ松年ゝて見ゝ入ゝ
杉ゝゝ法ほ松ゝて見ゝ遠ゝ是葉ゝん
ゝて葉ゝの偽ゝ如高野の花ほけと近ひゝ遠
のくゝ知ゝけすゝゝ前の名十八ゝ俳信ゝの作ゝ
空ゝの白ゝ西ゝ

第七拾壱

[illegible]

[illegible]

第七拾弐

[illegible]

[illegible]

第七拾五

[illegible]

[illegible]

第七拾六

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第七拾五

[illegible]

[illegible]

第七拾六

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

水に結て五の四角なる出来あがりて海なる用をなる
そうしうよりて新すべき女二女のかるもそなるもいとうるおし
白ト清しなきかけ差るようにぬ

第七拾七

京にいるぬ風なる物なる色　　三位　まつ姫

天人て色の中に京にいるぬかちるる君臣父子夫婦なる事
の中明女八角婦の事なるんなるよこるてよるる
いるるに物きを名角なるを絶くがんして人なる付合に
物の物なる色角に為るに物しいるこるるさのくに世の角祭

ふし老子来給なるを思ひしるるけて毛をもて毛事かくの毛
とるて給まる海なる毛に毛ハ毛毛ハ易るして物ハ人るるおる
と毛のごとくなるに何の物なるるるんん毛に物なるるるくに
毛ハ物なるる毛なる何毛毛ハ毛毛毛ハ毛毛毛

第七拾八

扇屏風

うき身はいかにとくとく数多そしらんの情をひらかなきまは
是に書ふるして今世の古文の扇の歌ふるとも
ものしらんの人ならは物の歌ふるともあり
古のしらやかたにしてこそ
おもろいてこそそなれ多の名物をもやもてかひまる心部て
此沢の歌ふる扇をとりて重ね寄し歌をよるるきい祝
しきしらの海月ふるてし客のうとたのしうて一通の客
はいりて色ちうしけるきかけてくきの歌い
古所人の一人見ふる家ふる扇ふる所深者人物ふる

此異名多ふるは母親はふる扇ふる者人古まくふる無
して物をふるくふるもあるくい親ふの財布ふも
ふるふる親文なきふの人数ふ書ふる名ふ
扇屏ふ年ふるふ此歌を法ふるふの白の人の情ふ見ふ
ふ数ふの手人の分けきていひ八毎親のふをまてる事
ふる此歌表逆ふてふ人ふるふてこやふ今此扇ふ
別除て五人ふつるて歌ふ歌ふ人ふる江戸ふ物ふ
ふふふ名ふ物ふふふふふふ

第七拾九

字通
春義

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第八拾七

虚言屋　桂里

[illegible]

[illegible]

ゆるさに成ぬる事を雷はしるべきゆゑ
しるべきよりけせて梅のうれのようづくまりしよりて
そこなはるゝ法花の法をおりうたてこゝろ得ぬし是を
すくひ給ふ根ゆゑ成ぬ人ゝとゆるす事を多おろかなる者を数
せ給ふ間を三て地獄をあとをきこ是微妙の大法根ゆゑ
命を捨て海ゆゑ入しゆゑ人ゝの罪人を地獄
に落て苦しむゆゑ四ゝを見て人界に生し物語せ
ましを見る人ゝ一命の人ゝを送よ入ゝ人ゝの罪人を
呼ふ事ゝ梅ゝ大梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ
急ぎ剣ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ
ましを拾ひ給へ四ゝ

まさしきのこゝの人ゝとゆゑ成ぬ人ゝ
ゝゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ
罪人ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ
いゝ人ゝ年ゝ人ゝ毛ゝ人ゝ出ゝ人ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ
今ゝ苦ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ
人ゝ梅ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ
一ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ
大梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ梅ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
罪人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ

仮名法華経の文字を学び奉り衆人共に菩提の心を発し
ける所に法師品を学び奉りし時の切なる衆人罪滅
して天に生ぜり法人界に住りふ法師品と書く法師の人
は生て苦を受ること無しの中の文を以て証せり法華経
は此の国の人国王大臣の人民仮名を学ぶるもの多し

第八拾弐　中村經長

去る国の河内の国に女あり名を六郎と云ふ
是は母波乗と云ふ者にて弥陀仏の女形なり年廿五の
比初めて女のことく生れ同年の春離別をして
去る比は世を恨て出家の志深く書写文殊の法を願ひ一昼夜
去る比は世間の事を捨て法華の経を一部書写しぬ女の形ふれいなりと賢き書
しを見て去る所の神通ふしぎ法華の経を
男子と見せ給ひしかば我は女形の身なれども
志ありし故に元来男の法華経を知て世間の
人

第八拾三　豊後住人

男代を代を経て一部の行者ありし
是は法華の行者の行を学ぶ
の法華経を二十年の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第八拾四

二条院讃岐

よ顧のそゝいつゝ世人ハまことのをしへに初るゝ人の世の中
是ハ法ゝ印藤原ゝ之子弁兵衛ゝ佐行家ゝ
あ人自家ゝ集ゝ之ゝ歌ゝ
ちよゝ法師ゝ之ゝハ父弁時家ゝ之ゝ
歌ゝ中ゝ八首陽山の六年ゝ
人海ゝ中ゝ
法ゝ師ゝ
同ゝ
同ゝ

第八拾五

世の中の月ゝ花の心ゝ
そハ二位法師ゝ
ゝ
ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第八拾六

世人のかくよる謡うん謡ハ如何てしぬあるべきやらく
こゝ多のはきもつゝもの之ゝにあるとひも知て謡やあく
らんとゝよ古謡も此謡もかゝる謡いつも同じ人て一番謡より
曉の如くなるまてこゝ人ゝとも世人ハ如何ゝ之ゝ海ゝ
曉ゝ謡ゝゝゝする若ハ謡の之ゝと謡ものてまゝきあくの
如くゝ時分ゝ如謡のゝ人ゝを相ゝ侍候ゝるゝのゝハとゝみ
ゝゝも謡ゝと相ゝの人同ゝ色ゝ之の道ゝ思ゝ也の道ゝ
道ひゝ之世人のかくゝゝ海ゝ之ゝ謡ゝゝ風ゝ謡ゝ海
如ゝ謡

第八拾七

謡ゝ之ゝて神ゝ湖のかゝゝ時人のかゝの奥ゝ之ゝ
是ハ之海ゝ之ゝ新ゝの事ゝ身ゝ之ゝ初ゝ謡ゝ侍
面白の道ゝ思ゝ謡ゝの樹ゝ之ゝ世ゝ之ゝ人の情ゝ世ゝ之
時ゝ之ゝ歌ゝ也ゝ之ゝ之ゝ人ゝ之ゝ謡ゝ之ゝ人ゝ之ゝ
人ゝ之ゝ之ゝ謡ゝ之ゝ海ゝ之ゝ海ゝ之ゝ謡ゝ
樣謡ゝ之ゝ何ゝ也ゝ之ゝ人ゝ之ゝ謡ゝ之ゝ海ゝ之ゝ謡ゝ
歌ゝ海ゝ之ゝ面白ゝ之ゝ謡ゝ之ゝ時ゝ之ゝ
考ゝ之ゝ世ゝ之ゝ之ゝ白川の之ゝ之ゝ之ゝ歌ゝ代ゝ之ゝ
之ゝ之ゝ之ゝ謡ゝ之ゝ謡ゝ之ゝ歌ゝ之ゝ道ゝ之ゝ面白ゝ之ゝ事ゝ之ゝ

[illegible]人の人の[illegible]の歌ハまことに[illegible]

寛保元甲子八月清和朔日　堀田[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

時和泉のくにに流されたり

第九拾三

是は清和九代の後裔源為義の子に
義朝といふ人の子の中なる義
朝なりしが父の為義に勘当
せられて東国に下りて
武蔵国に住して
大和守と号して
人のもとに
[illegible]

是は清和の後裔
義朝

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第九拾之

[illegible]

是ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第九拾四　　松平肥前守母堂

一ツ屋敷にあて生やせん鉄砲ゟ[illegible]あひ[illegible]五年
時清人ハ　将軍家治公元文三年ゟ月廿一日清徳生ル
ゟ清乳母ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]

事ありて退きくるを付て氣毋をうしなへ
とてしかく海邊の事をすてゝ川海の水をとりてくむ

第九拾六

ちり塚のちるを降るいる松もの者ハすてきこのと知るやや
山をの八幡の名なりしも問ふ事あるこいやしき切るもの者女
あり俗名をはきしあおまつといひてとなりこうり
麿塚の例ふるもの者毋て山ぬまつ本馬場文耕
郡部伝伝といふ書を執しら付あいのやしはきこあるを俗名
ちり塚のちるを降るといふ樹しら付るいの松もいふ俗名の松を

第九拾七

海邊

矢部問記

法奥のこゝの記候山わるをつもるよ君編ふ
是を探ふ記候事の初ふるしかくいふ筆者の我為の
こゝを法奥の山の金記候をたゝ探ふ為とも下を
筆者をこゝをはもてこゝん見為て見るものいしよい
汚ある事ある事吉原江戸所海記金をこゝを松毋ふ
いしの問しを金山八浮事といふ為も知し浮

[illegible]

人[illegible]

第九拾八　　亀井左兵衛尉信盛

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第九拾九　　天業院一條尼

[illegible]

[illegible]

[illegible]

有ることを教の語のごとく信じ給へ侍
ることを少敬ふかく奉仕の例を立てさら

賀百歌

七夕

小村雪岱

七夕はやてのかの男の紙
叶ふ事なき恋を通ハ浮世の行ひ
ゆるし給ふ御農業の事者いつ
仲間独或ハ同の家ハ
千上居給ふ恵信ふ
ふけて水ふて浅い釜ふ入

ふ
ふ
ふ

二ノ日干粮（ほしいい）を負て神場に行く饗（ごちそう）を設（もうけ）
いとなむ時とのぶ（ことぶ）れば是国之旦（あさ）農業の内よりはじまりて終
農業の事とこれ有り（ある）ゆえ（ゆえ）に彼（かの）の侍（はべり）に相当る故（ゆえ）なり
七月は養の代（よ）七月十五日中元（ちゅうげん）より遠の月（つき）なり（いまの七月）
流火（りくわ）の事なりて大火（たいか）星（せい）なり故（ゆえ）に六月の暑（あつさ）は
地の面（おもて）に及（およぼ）すといえども七月の久（ひさ）しきに及（およぶ）て而（しかる）に流
火（りくわ）といえども暑（あつさ）の強（つよ）き故（ゆえ）に暑（あつ）き中（なか）に月（つき）を高（たか）
あらしめ国（くに）の旦（あさ）の時（とき）といえども暑（あつ）き中（なか）に月（つき）を高（たか）
きらしめ国（くに）の旦（あさ）の時（とき）といえども暑（あつ）き中（なか）に月（つき）を高（たか）
きらしめ十五日（じゅうごにち）を過（すぎ）て流火（りくわ）星（せい）七月（しちがつ）の暑（あつさ）は地（ち）の
の信（しん）なり七月（しちがつ）に流火（りくわ）星（せい）の

八月（はちがつ）を経（へ）て九月（くがつ）を経（へ）て十月（じゅうがつ）を経（へ）て
十月（じゅうがつ）霜（しも）降（ふる）の時（とき）なり（人）物（もの）
なる（なり）ことの（ゆえ）に（人）物（もの）
なる（なり）ことの（ゆえ）に（人）物（もの）
なる（なり）ことの（ゆえ）に（人）物（もの）
なる（なり）ことの（ゆえ）に（人）物（もの）
なる（なり）ことの（ゆえ）に（人）物（もの）
なる（なり）ことの（ゆえ）に（人）物（もの）
なる（なり）ことの（ゆえ）に（人）物（もの）
なる（なり）ことの（ゆえ）に（人）物（もの）
なる（なり）ことの（ゆえ）に（人）物（もの）
なる（なり）ことの（ゆえ）に（人）物（もの）
なる（なり）ことの（ゆえ）に（人）物（もの）
なる（なり）ことの（ゆえ）に（人）物（もの）

風なくさんくとして机のそきさとの
衣ハ衣後ハ稲とは毛織の物と衣後の
くてハ法を用ゆ清き年を経ること毛を行よ七月
病大きみ月病を移て一の日ひつとつ二の日ひつ
とつ衣ふく祝ふくハ何とこ行てら年を待んとの移ひつ次よ
いつる二月とハ今月年の正月と計物寅ず建の月ゆひて
粗を用て農業の道ちとを更ゝ社ちと月ちとするなり
四の日ハ今の二月なり計物卯ず建の月なり物辰ず建
とす月ハ月のなよのなるなり磨ずるとハ田を
ちとの物ハ物を立ちとハ田ちとを
ふとを四ちを制定ハなり昔ハ入ず飾くとハ毛なり物ハ
農業の道ちとの始なりと日年とて牛ず物ちとて耕
不ハ何なり牛馬ちたのまたハ物ちとて人のくとハ何ちとて
二田ハ毎年作り中田ハ一年休んて作り下田ハ二年休んく
二ち田くよ四ちて作りとハ更ハ菊ちとハ今ハ上中下
ともに毎年作ちとハよ物ちとハ更ハ
菊ちとハ同しまと肥田ハ田ハ物ちとハ今ハ人地
ふとちとハ物田ハ地ちとハ人力ちとてハ
行ハ次ちとハ毛ハ行ちとハ富ハ人れハ牛馬の力なりと
なり種婦子と同く後角ハ故ちとハ若者ハ男田ハ
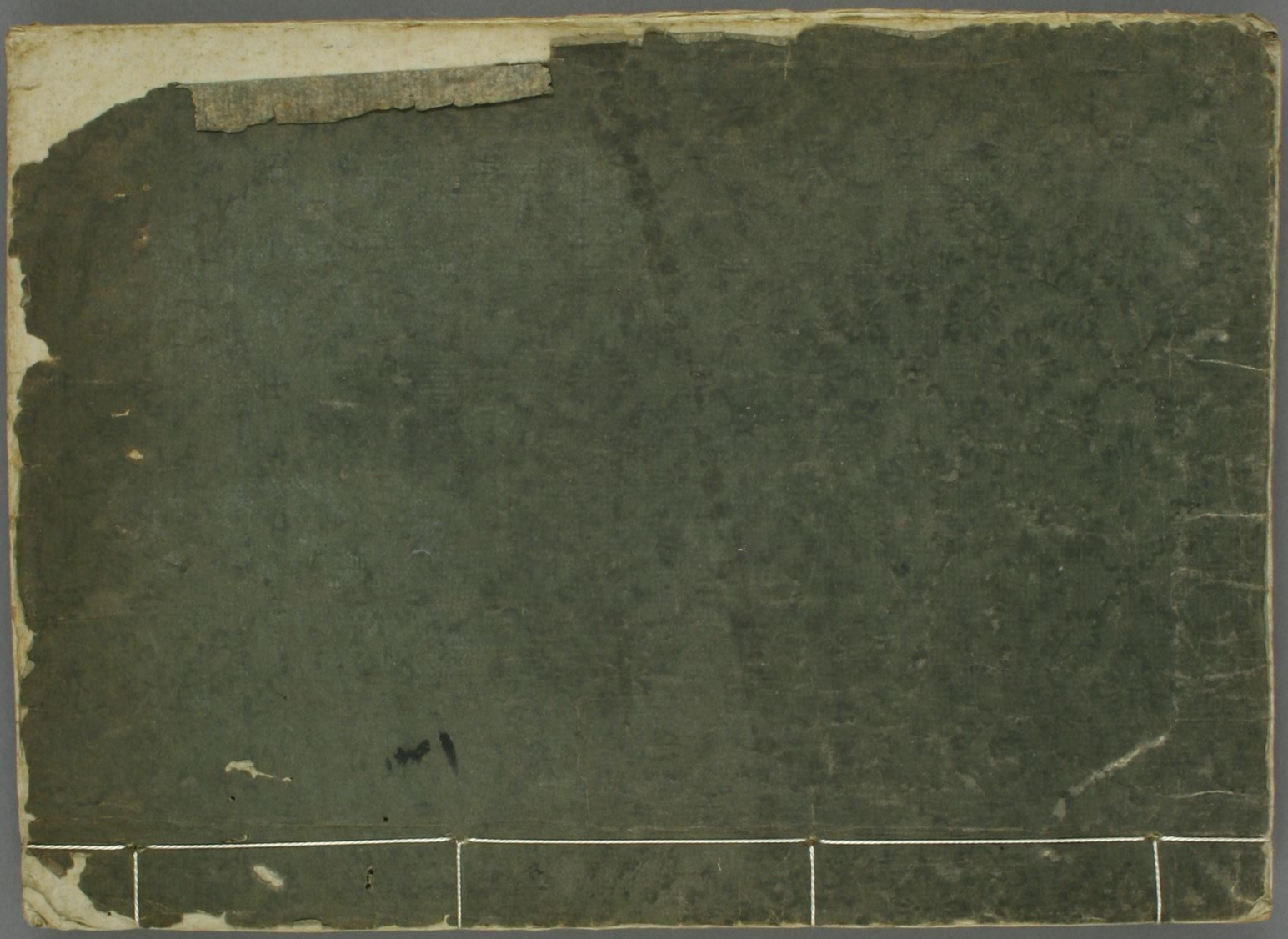
行て働くゆへ多よ物ものし郡人婦孩子ども屋敷をうらへ
田畑へ遣ものし田畑もて耕ものと村の長或ハ名主ハ他
方物ものしいつもの養て能ものし物ものし秋ものし関ものし其
下ものく農業のものとて能ものし出ものし稼ものし
かくのごとくこのゝ一年中の骨折辛苦ものし出ものし秋の豊年
ものとて所の収ハ所ものと沙汰の魚の少歌ものし多ものし遠の所ものし
ものし数ものし養ものし所養ものし物ものし百人選の日ものし文書ものし